

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額 (上限回数)
1. 展示会・見本市*出展 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費</li> <li>・ 送料、運搬費</li> <li>・ 施設使用料</li> <li>・ 広告費</li> </ul>	補助率 1/2 以内	補助上限額 100 千円/回 (3 回/事業者)
2. 販路開拓専門家招聘 支援事業 (例) 新商品・意匠の開 発、商品の P R 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家謝金</li> <li>・ 専門家旅費</li> </ul>	補助率 1/2 以内	補助上限額 100 千円/回 (2 回/事業者)

※ 展示会・見本市の要件は以下のとおりとする。

- ・ 島根県の伝統工芸品の認知度向上及び販路拡大に資すること。
- ・ 島根県内外で開催される展示会・見本市であること。
- ・ 事業者自身が展示会・見本市の会場において出品する作品の説明・紹介等を行うこと。
- ・ 国・市町村からの他の補助金の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額を補助対象経費とする。
- ・ 販売手数料は本補助金の対象としない。